

高松市特命随意契約公表要領

(目的)

第1条 この要領は、高松市（病院局を除く。）が行った特命随意契約（競争入札によらず1者を特定し行った契約）について、随意契約の理由等を公表し、契約手続の透明性及び公平性を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「特命随意契約」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号若しくは第5号から第7号まで又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第2号若しくは第5号から第7号までのいずれかに該当するものとして、契約の相手方を特定し行った随意契約であって、その予定価格（単価契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額の総額）が高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含む。）別表各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額を超えるものをいう。

(特命随意契約に係る公表)

第3条 市長は、特命随意契約を行ったときは、4月から9月まで及び10月から翌年の3月まで（以下「半期」という。）ごとに、別表に掲げる事項を公表するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 契約の相手方が個人の場合において、その者が事業を営む個人に該当しないとき。
- (2) 市の行為を秘密にする必要があるとき。
- (3) その他市長が特に公表に適さないと認めたとき。

2 前項の公表の方法は、次に定めるところによる。

- (1) 半期内に契約期間の始期がある特命随意契約について、当該半期の最終月の翌々月までに市のホームページに掲載する。
- (2) 公表の期間は、当該半期の翌年度の末日までとする。

(この要領の適用除外)

第4条 契約監理課経由の特命随意契約に係る公表頻度その他の前条第2項に規定する公表の頻度を超える頻度で公表が行われている場合（プロポーザル方式により契約の相手方を特定した場合を除く。）は、この要項の規定は、適用しない。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日以後に契約の申込みの誘引を行う特命随意契約について適用する。

(契約の相手方を特定し行った少額工事随意契約の公表)

3 当分の間、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号に該当するものとして、工事請負費（家屋等の小修繕で工事請負費に至らないものを含む。）に係る随意契約を、相手方を特定し行ったときは、半期ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、市長が特に公表に適さないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 支出負担行為の起票日
- (2) 予算所管課
- (3) 件名
- (4) 契約の相手方の名称及び所在地
- (5) 契約金額（変更をしたときは、変更後の金額）

4 第3条第2項及び附則第2項の規定は、前項の公表に準用する。この場合において、同条第2項第1号項中「半期内に契約期間の始期がある」とあるのは、「半期中に支出負担行為を起票した」と読み替えるものとする。

(平成24年度における半期の取扱い)

5 平成24年度においては、第3条第1項中「4月から9月まで及び10月から翌年の3月まで」とあるのは、「平成24年9月から平成25年3月まで」とする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月30日から施行する。

別表（第3条関係）

- (1) 予算所管課
- (2) 件名
- (3) 契約の相手方の名称及び所在地
- (4) 契約期間（変更をしたときは、変更後の期間）
- (5) 契約金額（変更をしたときは、変更後の金額）
- (6) 特命随意契約の理由
- (7) 地方自治法施行令第167条の2第1項又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項の該当号
- (8) その他必要な事項